

避難所運営マニュアルに関するQ & A

Q これらの避難所開設準備は誰が行うのか。市役所職員などが来てくれないのか。

A マニュアルの【初動編】【運用編】の表紙にも記載しているとおり、避難所の開設・運営の主体は、避難者自身や地域にお住いの方です。休日・夜間など学校が閉まっている（誰もいない）時間帯に大地震が発生した場合、体育館や備蓄倉庫を開錠し、避難所開設の初期の準備作業を担う者として、防災拠点初動隊員（以下「初動隊員」といいます。）である市職員（各避難所に4名）が避難所に駆けつけますが、初期の準備作業が整ったのち、初動隊員は市役所の本来業務に戻るようになります。

Q 平日・日中の大地震発生時、初動隊員は駆けつけてくれないのか。

A 初動隊員は、休日・夜間の学校施設時間帯に体育館・備蓄倉庫を開ける役割を担っています。平日・日中の発災時は、初動隊員は市役所の緊急業務に当たる必要があるため、駆けつけられません。体育館・備蓄倉庫の開錠は学校に保管されている鍵によって行い、その後の避難所開設準備は、前項の説明のとおり、避難者自身や地域にお住いの方が中心となって進めていただくことになります。

Q これだけボリュームのあるマニュアルについて、混乱した状況の中で、初めて見た人が理解して行動に移すことは、かなり難しいのではないか。

A 本マニュアルは、大地震発生直後、避難所開設準備作業について、市職員等の説明がなくても進められるように、基本的な事項を網羅する内容となっています。このため、避難者が避難してきたばかりの状況で、また初見で、これらを理解し行動することは容易ではありません。

したがって、このマニュアルを有効に活用していくためには、想定される関係者において平時からのマニュアルに基づいた訓練が重要となります。

Q 避難所では「応急手当」をどこまで対応すればいいのか。知識・経験のある人がいればよいが、いない場合は間違った対応をしてしまわないか心配。

A 初動編マニュアルP9でも説明していますが、避難所で対応していただきたいのは、基本的に救急箱にある装備品の範囲での作業です。具体的には、それら装備品を配付したり、動きが不自由な方には簡単な手助けをしていただくといったことになります。

避難所開設の準備段階で、市の災害対策本部との連絡手段が整いますので、重傷者等がいる場合は災害対策本部に救助の要請を行います。なお、参考までに、これは災害発生時に限りませんが、悪意・故意や重過失等がない限り、救急手当の結果についてその実施者がその法的責任を問われることはありません。

Q 新型コロナウイルス感染症に対する対策はあるのか。

A 新型コロナウイルス感染症蔓延が収束するまでの間の対応として、避難所開設準備の初期段階（主に初動編段階）では、従事者やその他の避難者で所持していない方に対してマスクを配付します。避難者の避難所受入れ段階では、運用編に付属する感染症対策編を用意しており、これに基づいた対策を取っていただきます。

Q 大地震発生時にどれくらいの人数が避難してくることを想定しているのか。

A 市内の各避難所とも、発災直後、およそ30世帯の方が3日間過ごせるだけの資材や食料を備蓄倉庫に準備していきます。これを超える避難が生じる場合は、市に設置される災害対策本部の判断のもと、市全体の避難所の状況を勘案し、対応を図っていくこととなります。